

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 12 月 9 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600376号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600166号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和45年1月6日、喪失年月日を同年4月1日とし、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を、同年1月は3万円、同年2月は6万円、同年3月は5万2,000円とすることが必要である。

昭和45年1月6日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和45年1月6日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年1月頃から同年4月1日まで

A社における給料支払明細書において、請求期間の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該期間の被保険者記録が無い。

給料支払明細書を提出するので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書並びにA社の事業主及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和45年6月19日であり、同社が請求期間に適用事業所であった記録は、確認できない。

しかしながら、商業登記の記録によると、A社は、昭和45年1月6日に設立されている上、請求期間当時における同社の従業員数について、同社の事業主及び同僚が、「A社が個人事業所から法人になった昭和45年1月において、同社には、常勤の従業員が十数人いた。」旨陳述しているところ、日本年金機構B事務センターは、当該陳述を踏まえて、「請求期間当時、A社は、厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたと考えられる。」旨回答しており、これらのことから判断すると、A社は、同社が法人となった昭和45年1月6日時点において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和45年1月6日、喪失年月日を同年4月1日とし、請求期間の標準報酬月額については、前述の給

料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、同年1月は3万円、同年2月は6万円、同年3月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の昭和45年1月6日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「会社は既に破産し、請求期間当時の資料を保管していない上、当時の事務担当者も既に死亡しており不明である。」旨陳述しているが、当該期間において、A社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているが、厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600432号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600167号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年8月10日の標準賞与額を56万6,000円に訂正することが必要である。

平成23年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年8月10日

A社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与支払い明細集計表により、請求者は、請求期間に130万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額56万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与支払い明細集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、56万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600433号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600168号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年8月10日の標準賞与額を56万6,000円に訂正することが必要である。

平成23年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年8月10日

A社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与支払い明細集計表により、請求者は、請求期間に330万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(上限額の150万円)よりも低い標準賞与額56万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与支払い明細集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、56万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600309号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600169号

## 第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成8年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

平成8年4月1日に、A社のB支店から同社のC支店に転勤したが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間も継続して勤務していたので、当該期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答並びに同社の複数の元同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社に継続して勤務し（平成8年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における平成8年2月の厚生年金保険の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失年月日を平成8年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600230号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600171号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年12月31日は24万円、平成19年12月30日は24万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月31日及び平成19年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月31日及び平成19年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月  
② 平成19年12月

厚生年金保険の記録では、A社に係る被保険者期間において、賞与に係る記録が無いが、請求期間①及び②において、賞与が支給され、その賞与から厚生年金保険料を控除されていた。

請求期間①及び②について、当該期間の賞与に係る給料支払明細書を提出するので、年金の給付に反映する標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、請求期間①及び②において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は24万円、請求期間②は24万5,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、請求者の陳述並びに同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書及び預金通帳(写し)の入出金履歴から、請求期間①は平成17年12月31日、請求期間②は平成19年12月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは、不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600352号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600172号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年12月31日は22万円、平成17年12月31日は21万円に訂正することが必要である。

平成16年12月31日及び平成17年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月31日及び平成17年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年12月

厚生年金保険の記録では、A社に係る被保険者期間において、賞与に係る記録が無いが、請求期間①及び②において、賞与が支給され、その賞与から厚生年金保険料を控除されていた。

請求期間①及び②について、当該期間の賞与に係る給料支払明細書を提出するので、年金の給付に反映する標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、請求期間①及び②において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は22万円、請求期間②は21万円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、同僚の陳述並びに同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書及び預金通帳(写し)の入出金履歴から、請求期間①は平成16年12月31日、請求期間②は平成17年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは、不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600306号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600056号

## 第1 結論

昭和44年9月から昭和45年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年9月から昭和45年3月まで

昭和44年9月に会社を退職した後、A県B市C区役所において国民健康保険の加入手続を行った際に、同区役所の職員に「国民年金にも加入したほうがいい。」と言われ、時期は覚えていないが、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行ったその日に、区役所の職員に言われるままに納付したので、区役所内のどの窓口で納付したのかなど、詳しいことは思い出せないが、納付書を用いて遡って一括納付した。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「B市C区役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、加入手続を行った日に、同区役所内において一括納付した。」旨陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月23日にB市C区において払い出されており、請求者に係る国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄における最初の検認日等から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年7月頃に行われたものと推認できることから、請求期間の国民年金保険料は、過年度保険料(国庫金)として納付することが可能である。

しかしながら、請求期間当時、市町村が収納することができた国民年金保険料は現年度保険料のみであり、過年度保険料は、社会保険事務所(当時)、郵便局及び金融機関において納付することになるが、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は、「B市C区役所以外で納付した記憶は無い。」旨陳述しており、請求者の陳述する納付方法は、請求期間当時の制度上の取扱いと符合しない。

また、国民年金保険料が過年度保険料として納付された場合には、その内容が国民年金被保険者台帳(特殊台帳)に記録されることになるが、請求者の特殊台帳を見ると、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない上、当該特殊台帳の納付記録に不自然な点はない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600316号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600170号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年5月1日から同年12月1日まで

高等学校を卒業した約1か月後の昭和31年5月頃から同年11月頃までA社に勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者記録がない。

A社では、B地区にあった店舗の2階で、C業務に従事していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、オンライン記録及び商業登記の記録、並びに同社の事業主の親族の陳述によると、同社は、平成8年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、平成9年に解散している上、同社の請求期間当時の事業主は既に死亡しており、同社解散時の代表取締役は所在不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録があり所在が確認できた全ての者に照会したが、請求者を記憶していると回答した者はいないことから、これらの者から請求者の請求期間における勤務状況を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求期間に係る健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。